

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 告示

○福島県議会臨時会を招集する件

## 告示

### 福島県告示第七百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会臨時会を令和三年十一月二十九日福島市に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 三 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 五 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 専決処分の報告及びその承認について

（総務課）